

第37回長野県景観審議会議事録

平成17年(2005年)8月1日(月)
午後1時30分から3時30分まで
長野県庁 3階 特別会議室

1 日時 平成17年(2005年)8月1日(月)午後1時30分から

2 場所 長野県庁 3階 特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(敬称略)

出澤潔 一級建築士 県建築士会長、元(社)日本建築家協会長野クラブ会長

勝山敏雄 一級建築士 前長野市総合計画審議会委員

唐沢彦三 国土交通省選定「観光カリスマ」 元長野県町村会長 元小布施町長

木内正勝 長野県市長会建設部会長 飯山市長

木下徳康 写真家 日本写真家協会員

久米えみ 一級建築士 県建築士会青年女性委員会副委員長

倉橋英太郎 一級建築士 白骨温泉まちづくり委員会事務局

小坂保司 県広告美術塗装業協同組合連合会長 (株)電弘代表取締役会長

小松郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

関邦則 一級建築士 善光寺街づくり会議アドバイザー

戸谷かね子 環境デザイナー インテリアコーディネーター

樋口忠彦 京都大学大学院教授 工学研究科都市環境工学専攻工学博士 景観工学

藤居良夫 信州大学工学部助教授 社会開発工学科 建設システム工学 農学博士

(2) 長野県

住宅部長 塚田和雄

建築管理課土地・景観室長 小澤洋一

建築管理課長 白鳥政徳

住宅部住宅課長 井澤一夫

住宅部施設課長 金田憲治

住宅部建管理課企画幹 甲田真幸

住宅部建築管理課土地・景観室主任企画員兼景観ユニットリーダー 穂谷均 他

4 資料

1 景観計画・改正景観条例の概要

2 長野県景観条例(改正案)の概要、長野県景観条例(改正案)

3 長野県景観計画(案)の概要、長野県景観計画(案)

4 長野県景観計画(案) 長野県景観条例(改正案)の変更点

5 屋外広告物特別規制地域の指定について

参考資料

1 「長野県景観計画の策定及び景観条例の全部改正」に関する市町村説明、意見交換会におけるご意見・ご質問(その後提出されたものを含む。)とこれへの対応案、回答

2 屋外広告物条例の改正について

以下議事要旨

1 開会（司会 甲田企画幹）

それでは、ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

本日進行を務めさせていただきます建築管理課企画幹の甲田でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに塚田住宅部長からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（塚田住宅部長）

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ、当審議会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日、御審議をお願い致します案件は、「景観計画の制定及び景観条例の全部改正について」と「屋外広告物特別規制地域の指定」の諮問でございます。

1点目の景観計画の制定及び景観条例の全部改正については、5月に開催しました審議会にて御意見等を頂戴しました。前回の審議会以降、市町村への説明、意見交換を行って参りました。これらにおいていただいたご意見に基づいてそれぞれの案を見直し、必要な修正をいたしました。

本日は、この修正後の景観計画案及び景観条例改正案について御審議をお願いいたします。

2点目の屋外広告物の地域規制に関する審議につきましては、委員改選後初めてとなりますが、今回はお手元に諮問書を申し上げておりますとおり、八ヶ岳西麓地域の茅野市、富士見町、原村の3市町村にまたがります八ヶ岳エコーライン沿道の屋外広告物の特別規制地域指定に関して審議をお願いいたします。

本日ご審議の上、答申を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、御審議の程をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

（司会 甲田企画幹）

それではこれから会議に入ります。本日の会議は委員15名のところ10名の方がご出席されております。（出澤委員、久米委員、倉橋委員は途中出席。）長野県景観条例の規定により会議が成立しておりますことをご報告します。

これからの審議会の進行は、景観条例の規定により、会長さんをお願いすることとされています。唐沢会長さんよろしくお願いいたします。

(唐沢会長)

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、先ほどの住宅部長からのご挨拶のとおり、景観計画及び景観条例について、5月の審議を踏まえた修正案について御説明いただけることとなっておりますので、引き続き御意見等を頂戴頂ければと思います。

また、「屋外広告物特別規制地域の指定について」の諮問がありましたので、ご審議いただき、答申のとりまとめをしていきたいと思っております。

地域の特性を生かした、長野県らしい、より良い景観形成を推進するため有意義な審議が進みますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

3 議事・質疑

(唐沢会長)

議事に入ります。

本日の議事録の署名は小坂委員さんと小松委員さんをお願いいたします。

それでは、会議事項(1)の「景観計画の策定及び景観法委任条例の全部改正について」を議題といたします。事務局から資料の説明をお願いします。

(小澤建築管理課土地・景観室長)

資料1、2、3、4について説明

(唐沢会長)

それでは説明が終わりましたので、ただ今の説明に対して、全体を通してご意見、ご提案、或いはご質問ございましたらお願いいたします。

はいどうぞ。関委員

(関委員)

一点質問です。今日の資料で、景観育成という言葉が出て来ているようですけれども、景観重点地域と言っているものとの関連性、内面的な意味での関連性、位置付けはどうなるのかをお聞きしたい。

(小澤土地・景観室長)

景観育成ということは、今までは出てきておりませんでした。審議会の方でも形成ということよりは育成の方が良いのではないかとといったようなご意見も、以前いただいておられます。

イメージとしましては、形成と言うのはどうも形作るといったことで、新しく作っていくようなイメージが大きいのかな、といったこともご意見としていただきました。

そんな中で、育て上げるといいますか、世の中の流れも、どんどん開発をするのではなくて、既存の物の保全なり補修なりといったようなイメージも若干聞こえるような、育成といった言葉によって替えさせていただいたというような現状でございます。

現在の景観条例の中で言うております形成と言う言葉をそのまま育成に置き換えたもので、現在の重点地域あるいは住民協定とまったく同じ形で移行させていただきたいという形になっております。

(唐沢会長)

ほかにありましたらどうぞ。

(出澤委員)

基本的な質問させていただきたいのですが、今現在、条例についてと言うことでよろしいのでしょうか。

(唐沢会長)

条例と計画と両方です。

(出澤委員)

この条例の第3条の3項で、景観計画を定める時は、あらかじめ景観審議会の意見を聴くと言うことになっておりまして、条例についてはこれから正式に決まるという事になるわけで、趣旨とすれば条例が決まった中で、次の段階として審議会で審議すると読み取れるのですが、この段階では両方審議するということがよろしいのでしょうか。

(小澤土地・景観室長)

景観計画と条例はどちらが先と言う形ではなく、今のお話のとおり、景観計画のことにして条例で定めておりますけれども、計画の中ではまた条例のことにして書くものですから、たぶん正規にいきますとまず条例をつくって、それによって景観計画をつくり、計画ができたところでまたさらに条例を変更するといった手続きが必要になるかと思いません。ただそれは手続き上の規定だけなので、しかも今回同じ形で出ささせていただいておりますので、並行して進んで行って、条例が出来た時に景観計画も一緒につくらさせていただきたいといったことで、進めさせていただきたいと思えます。

(出澤委員)

改めて、また景観審議会で景観計画を審議するのではなくて、この場で意見を聴くということよろしいですか。

(小澤土地・景観室長)

はい。そういうことでございます。

(唐沢会長)

ほかにございますか。どうぞ

(藤居委員)

以前にも意見が出たか覚えていないが、景観行政団体とならない区域について景観規制を行い、その中に重点地域と特定地区を設けると。重点地域の中のある部分について特定

地区を設けるのか、又は別でいいのかが一つと、都市計画マスタープランを策定している市町村の場合は景観地区を設けるという部分と、景観行政団体にならない市町村に対しては、重点地域と特定地区を県が定めるという話だが、都市計画マスタープランを定めていても景観行政団体にならないところがありうるじゃないですか。その場合どのような制度になるのかをおしえていただきたい。

(小澤土地・景観室長)

イメージ図では重点地域の中に特定地区となっておりますが、景観計画の区域の中であればどちらも使えるように考えています。景観地区につきましては、都市計画法の規定により、市町村が定めとなっておりますから、各市町村で定められればそれにこした事はないのですが、市町村がやらない地域についても、県が特定地区なり重点地域で対応ができるようになっていきますので、特に都市計画とのからみも出てきますので、別途都市計画審議会の方でもご意見を伺っているといったものでございます。

(唐沢会長)

よろしゅうございますか。ほかに。はいどうぞ

(出澤委員)

条例の20条ですが、勧告を行う場合の手続き上の問題ですが、期間的なものはどのようにお考えでしょうか。

(小澤土地・景観室長)

基本的には30日前までに届出をしていただきたいということですので、30日の間で手続きという事になりますが、物によっては90日まで延長ができるとなっておりますので、それを使うのかどうかも審議会でのご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

(出澤委員)

審議会の仕組みといたしますか、そのへんが定かに見えてこないのですが、90日の間にもろもろの問題が出てきたときに、上手い形で勧告ができるのか、若干懸念があるのですが、そのへんはこれから検討して行く事になるのですか。

(小澤土地・景観室長)

行政による勧告や命令を出すことがなかなか難しいものについて、ご意見を伺うといったことになると思いますので、現状で行きますと、たとえば大規模行為の届出ですと届出たものに対して、現在では指導・勧告という言葉を使っておりますが、だいたい全体の行為の三分の一くらいでございます。それから言って、全部という事にはならないので、あまりたくさん出てくるようだと、また御相談をと言うことになるかと思えます。

(唐沢会長)

これは、規則で定めたもの以外ですから。そうですね。

(小澤土地・景観室長)

はい

(唐沢会長)

はい、他にどうぞ。

(倉橋委員)

今回、信州オリジナルということもあるのですが、山梨県境とか、岐阜県境、新潟県境、まあ信州の景観条例、計画でもあるわけですが、関東甲信越全体を考えて行かなければいけない時代に入ってきていると思う中で、他県との条例の擦り合せ等はどのようになっていのでしょうか。また、信州オリジナルの意味合いをお聞きしたい。

(小澤土地・景観室長)

条例は基本的には各都道府県で制定ができるようになっておりまして、その中で景観行政団体になりたいという市町村がございますと、そこは独自に条例を作ると言うことになります。今のお話は、それぞれの境界線の調整といったことになろうかと思いますが、条例はそれぞれ独自になっておりますので、現在のところ都道府県ごとに調整を図るということにはなっておりません。また、条例を持っていない都道府県も結構多いものですから、たしか全国で21の都道府県ですので、必ずしもそのところで全部調整が図られるものではないのかなと思っております。

(倉橋委員)

たとえば私、江戸からですね、江戸って言えばまあ東京からあずさで松本に乗ってきて、山梨から突如信州に入って景観が変わるという事はまずないと思うんですが、たとえばJR沿線などから来る人が多くなると突如として変わると、たとえばローマからオーストリアに入った途端に変わるとか、そんな感じもあるのですが、今後ですね、各都道府県での擦り合せっというのでしょうか、そのようなことが必要になってくるのではないかとちょっと思ったものですから。また考慮に入れておいていただければと思います。

(小澤土地・景観室長)

なかなか境界線付近は難しい問題がございますが、ただ幸いにも長野県は割合と他の県と隔離されていると言いますか、峠を越えてあるいはトンネルを越えてと言う形になっておりますので、連続性の部分についてはそんなに気にしなくてもいいのかなとは思っています。ただ、もしそういうところでご指摘のところがありましたら、それぞれ隣接県とお話し合いをさせていただきたいと思えます。

(倉橋委員)

そうしますと、信州オリジナルという意味合いは、独自というか他県には無いと言う解釈なのでしょうか。初歩的な質問で申し訳ないのですが。

(小澤土地・景観室長)

これは他の県ではやっておりません。長野県の独自規制なものですから、例えば山梨県なりというところでは、設定する気配はございませんので。実はこの条例の全部改正につきましては長野県が一番先行しているものですから、他の県も習っていただくと同じようにもなるのかなといったところです。

(唐沢会長)

はい、どうぞ

(小松委員)

長野県独自の景観育成制度、なかなか面白いのではないかという点で、私としては肯定的に捉えているのですが、まず景観法での景観協定は地域住民の全員の合意がいるという形になっています。それとは別に地域での協定地区、あるいは特定地区というのが出来てくるので、いわゆる景観法で言う景観協定というものと、信州オリジナルの景観育成特定事業や住民協定との整合性という点、どういう分担をしていくのかという点と、もう一つは景観育成特定地区というものあるいは住民協定などの、これは逆にいえば信州オリジナルですから法的に強制力がどういう形になって効力があるのか、二点お伺いしたい。

(小澤土地・景観室長)

景観協定につきましては、全員合意型なのですが、景観育成住民協定につきましては三分の二ということにしてございまして、三分の二以上ということでもありますので全員合意型の中にも含まれるとも考えています。それから、景観育成特定地区といったところも、三分の二以上の方の発意で、たとえば地区指定区域なりあるいは基準なりを提案いただきますと、それにつきましても景観育成特定地区ということで、県が指定をし、なおかつその中の届出につきましても県が届出をしご指導をさせていただくといった形で考えております。地域の方々の取組みを大事にしたいということが発想にございまして、たとえば景観育成住民協定を結ばれている地区も三分の二ですから、そこの方々が自分たちの協定を結んだ地域におきまして、こういった基準でこういった届出をし、この区域をやりたいとご提案いただきますと、景観育成特定地区ということで指定ができると言った形になっています。

(小松委員)

そうすると強制力はどうですか。たとえばそれを破った人たちがいたらそれを替えさせることができるのですか。それともしかないのか。

(小澤土地・景観室長)

届出制度そのものにつきましては法定の届出になりますので、たとえば届出が無い、勧告に従わない場合には法律の罰則が適用されると考えております。

(唐沢会長)

はい、出澤委員

(出澤委員)

景観計画のことでご質問したいのですが。景観育成の基本的な視点というところで、価値観の共有とありますが、これが一番景観にとって大切なことかと思うのですが、価値観の共有という関連で行きますと、景観評価の仕組みづくりとか、景観評価支援システムの充実とか諸々景観計画の中にございですが、具体的な形で県民の景観の価値観の共有というものをどのように育てていこうという、なにか具体的なお考えがあったら聞かせていただきたい。それから専門家の活用というのがございまして。専門家というのはどのようなジ

ジャンルの方をイメージして専門家と言っているのか、併せてご質問させていただきたい。

(小澤土地・景観室長)

価値観の共有と言いますが、いろんな制度あるいは住民の方のいろいろなお考えと言ったものがあると思いますが、具体的には併せてはおりませんが、最終的には評価なり建物のガイドラインといったものはそれぞれ作っていく必要があると思っています。それから専門家につきましては、どんなご意見がでてくるかわかりません。いろいろな見方があるかと思いますが、もちろん建築の専門家といったこともございますし、樹木の専門家といったこともございますし、環境といったジャンルもあろうかなと思いますが、それぞれ問題がもし出てきて、その得意のジャンルの方をお願いしたいということになれば、その時点で選んでいくということもあろうかと思っています。

(出澤委員)

今私がお聞きした専門家と言うのは、資料1にございます、市町村の要請において専門家を派遣するということでありまして、審議会に専門家というのと二通りの専門家がありますが、市町村の要請に応じての専門家と言うことになると、今お話のあった個々の問題よりも、景観全体に関する専門家と形になると思うので、景観というつつい建築とか都市計画とかいう形になるのですが、私は景観と言うのはもっと幅広く捕らえていただいて、その専門家と捉えていただいた方がいいのかなと思いましたので。それから、価値観の共有ということで、学校教育とか社会教育とかいうのは上げていただきましたので、これは積極的に進めていただければありがたいと思います。

(小澤土地・景観室長)

いただきましたご意見を参考にさせていただきまして、更に委員さんの意見を伺いながら決めていきたいと思っています。

(唐沢会長)

はい、樋口委員

(樋口委員)

資料2の図面ですが、これを見ていてなにか国の景観法とですね、独自の地域地区と混乱して、ますます分からなくなってきたのですが、似たような名前があったり、違うのがあったり、その辺をよく説明していただきたいことと、景観育成重点地域と景観育成住民協定は既にあるわけですね、これはこういう名前ではなくてあったんですね。ここで新たにでてきたのは、景観育成特定地区がでてきたのですよね。これは景観法でいう何に近いものなのか。景観地区なのか。よくわからなくて、しかもオリジナルとあるが、オリジナル制が何なのかそれがよく見えないところがある。わかりやすく説明していただければ。国のほうでは景観法の対象とする地区をいくつかに分けますよね、それをどのように考えているのか。

(小澤土地・景観室長)

法律の枠組みの中では、景観地区と・・・

(樋口委員)

それは一番小さいものですね、その上のレベルはなんですか。

(小澤土地・景観室長)

それは景観計画区域で、私たちが今考えているのは長野県全域がそれに入ってしまうという形になっています。

(樋口委員)

そここのところが、混沌しないように、同じ名前がいろいろと出てくるものですから。景観育成特定地区というのは、景観地区に非常に近いけれども長野県独自のものというニュアンスで捉えていいですか。

(小澤土地・景観室長)

はい。景観地区につきましては、都市計画法の手法で指定をするものですから、それなりの手続き規定が必要となるものですから、景観育成特定地区につきましては、それを外しまして、例えば住民協定を結んだ方が、手を上げてこのようにやりたいといったところが、そうした特定地区になっていくというように思っております。

(樋口委員)

景観資産ということで、幅広く捉えていただいて、非常によいことではないかと思うが、この中では眺望景観というのは含まれてきますか。

(小澤土地・景観室長)

眺望ももちろん入っております。条例(案)では21条でございます。優れた風景を眺望できる地点等としており、眺望を念頭に置いています。

(樋口委員)

なかなかこれですと、間に何か出てきたときに、向こうが見えなくなってしまう。これはコントロールできないですね。眺望している地点だけは守りましょうと。眺望を守ろうとはしていないですね。

(小澤土地・景観室長)

人の土地を全部管理するというのは、なかなか難しいものですから、そうしたところの所謂大規模なものにつきましては、それぞれ届出が出てくるものですから、そうしたところで、ある程度のコントロールができると考えています。

(樋口委員)

ですから、少し落とし穴があって、なかなか難しいところがあるところなんですね、この眺望の話は。それで法律の方も途中まで出ていたんですが、消えたんですね。だけど、長野の場合、いろいろと山があったり、眺望が非常に資産になっているところがあるんで、そういうところも触れてもよいのではないかと思いますよね。なかなか合意を得るのが大変だと思うけれども、そうしないと意味ないですよ。眺望点を守っていてもそこからアルプスが見えないというような、地点だけを守るということになりかねないですね。

それから、もう一点、届出をする対象の建築物・工作物の規模なんですが、11条のとこ

るので、建築面積が1,000平方メートルまでは認めようということですね。

(小澤土地・景観室長)

届出は不要ということですよ。届出の対象とならない行為を定めておまして、「建築面積が1,000平方メートル以下で、かつ、高さが13メートル以下」のものはいらぬよというようにしております。実際に届出が出てくるものは、1,000平方メートルなくても、高さが13メートルを超えると出てくるといったイメージです。

(樋口委員)

この1,000平方メートルというところで切った根拠はどんなものですか。

(小澤土地・景観室長)

ある程度大きなものを捉えたいといった趣旨でございまして、現在の条例の届出の規模と全く同じものを入れさせていただいたという状況でございます。

(樋口委員)

現在と全く同じ。

(小澤土地・景観室長)

はい。

(樋口委員)

この前も少し質問したんですが、いままで何件くらい年に届出があるものなんですか。

(小澤土地・景観室長)

平成16年度ですと、年間348件の届出がございました、そのうちご指導、お願いをしている件数は、110件でございます。その前の年度も345件で121件といったような状況です。

(樋口委員)

その案件を処理する作業量とですね、規模というのは連動しているような感じはする。

例えば市町村レベルでやっているところでは、大体500平方メートルくらいというのが最近は一般的になりつつあるんですよ。それにすると案件がすごく増えるので、また、あらあら大変になると思うんですが。ただ、建設規模だんだん世の中小さくなってくると、そんなに大きいのはだんだん減ってくるという可能性があって、どのくらいでないに対応できないというか、それは景観の中で結構大きなグロスを占めてくるのか、それぐらいのところからきめ細かく対応していかないといけないという状況はあるんですけども。そういう意味で1,000平方メートルで300件以上というので実際にやるのは、どの程度の指導をされるのかということにもよるが、その辺りはどうか。500平方メートルにしたら、結構しんどくてとても対応できないということになりますか。

(小澤土地・景観室長)

相当件数が増えてくるというようには思われます。ただ、各市町村さんがそれぞれ景観行政団体になっていただきますと、そこでまた独自にできるということもあります。一応、この条例としては長野県全域ということで、薄くかけているということもあるものですから、少し規模は大きいのかなという感じもありますけれども、できれば各市町村さんに景

観行政団体になっていただいて、さらにきめ細かい届出指導をやっていただければありがたいなと思っております。

(樋口委員)

ただ、将来を見越していくと大きな都市はですね、大抵景観行政団体になっていくが、そうでないところというのは、あまり人口も多くないということになると、そういうところは 500 平方メートルくらいのものであるのはかなり大きなものになるんですね。田舎のなかにそうしたものができるといのは、景観的な影響は非常に大きいのではないかとということが懸念されるんですね。そうした意味で、この 1,000 平方メートルというのは、いいのかどうかという感じはある。

(唐沢会長)

はいどうぞ

(小澤土地・景観室長)

私どもの区分でいきますと、山地高原といいますか、そういったところが、なかなか独自に取組めない町村があるのかなとは思いますが。そういうところは例えば現在でも浅間山の山麓とかあるいは八ヶ岳といったところは重点地域といった指定を広域的にかけておまして、その中では例えば建築物ですと 20m²以上については届出が必要であるといったことになっておりますから、そういったところで非常に重要なことということになれば重点地域なりといったものの活用ができるのかなと思っております。

(唐沢会長)

はいどうぞ。小松委員さん

(小松委員)

先ほど、長野県全域がひとつの景観行政団体となっていくということで今回制定されるわけですが、それぞれが景観行政団体になっていったときに、例えば長野市とかそういったところのものについて、景観資産というものを違う行政団体である長野県が指定することができるのか否かということと、もう一つは、今回の中に示される景観育成特定地区とかあるいは住民協定のような制度もそれぞれの景観行政団体の市町村ができて来ても、長野県全域でもってそれをつくることができて、又県がこれを支援していくことができる制度であるのかどうかという点をお伺いしておきたいなと思っております。

(唐沢会長)

はいどうぞ

(小澤土地・景観室長)

非常に悩ましい部分なんです、さきほどの参考資料の 1 で市町村からのご意見といったところで、1 番最初のページの三つ目の枠に長野市さんからも同じようなことでご意見をいただいております。右の方に返答ということで書かせていただいておりますけれども、例えば景観資産だけとり上げますと、どんどん景観行政団体が増えていって、全部が景観行政団体になりますと長野県の景観資産がなくなってしまうということになります。ただ

それぞれの市町村でそれぞれ同じようなことを規定をして、取組んでいただければその方がさらにきめ細かくできるということもあろうかと思えます。同じように住民協定についても同じようなことがあり、どちらがいいのか皆さんのご意見をいただき、それに沿ってといいますか、長野市さんもできれば除いてもらいたいといったようなことをいわれているので、この辺も勘案しながら検討したいなと思っております。

(小松委員)

まあ、土地の3分の2以上の合意者によればできるということは非常に便利な方法なんですね。全員となるとなかなかこれは難しいことで、地区内で景観が破られようとしているときに、その景観を破ろうとしている人が合意するわけがないので、全員の合意をといわれると、実はいつも行き詰まる点が多いので現実的には3分の2以上でもって合意して地域を指定していくというのは、地域で景観形成活動を行っていくには大変有効な方法だと私は思っております。そういう点で、やはりこういう方法が、長野県内に他の景観行政団体ができてきても、こういう制度を盛り込んでいけるような制度をつくっていただければ、長野県内の景観育成ということが順調にいくのではないかと私としては感じられます。現実にはやってみると難しいことですからこうした点から考えると、この信州オリジナルという制度が、ぜひ長野県全体に活用できる制度にしていきたいと思えます。

(唐沢会長)

はいどうぞ。小坂委員

(小坂委員)

まず、育成という表現をされたということは結構なことだと思います。やはり育てるといいますからね。その中で長野県独自のものをお作りになられた。これは非常に届出する側、実施する側は非常に大変ですね。正直言って今お話がありました。行政の方としてなるべく解りやすい、やさしい手引きとでもいいでしょうか、ガイドラインといいましょうか、こういったものをしっかり作って、PRに努めていただき、実効性に上がるようにしていただくということを是非お願いしたいと思えます。それから資産のことでいろいろご意見が出ていますけれども、先ほど樋口先生がお話しされたとおり、国では難しいといった趣旨の説明があったと聞いておりますけれども、物件もありますし地域もありますしいろいろありますが、今まで議論されてきました重点地域だとか特定地域だとかあるいは住民協定だとかその他にいろいろ、眺望も入るとか、物件そのものも入るとか、いろいろ複雑な気がしますが、県の方ではどういう制度でやっていくのか。例えば資産というのは具体的にはどういうものを考えていらっしゃるのか、具体的にお答えできるようにしたらお願いします。それから倉橋委員さんからお話がありました。独自事項を作ったときに山梨県と長野県とは違ってくるということがあります。国では景観法で統一したものにしていこうということもあると思えますが、市町村の方の立場では逆にらしさがないと意味がないと思えます。長野県らしさ、それぞれ独自のものがあって街が活性化することもあり、この辺のところは難しさがある。2面もっているのではないかと思います。

す。私どもとしてみますと 100 市町村あった場合みんな条例が違うという大変なことになってくるわけです。必要なところは当然ありましようけれども、できるだけ基本的な問題、統一できるものについては県のご指導によってそのような方策も講じていただければと思います。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。

(小澤土地・景観室長)

ガイドラインにつきましては、計画なりができたところでご意見を踏まえて作成していきたいと思います。それから景観資産は具体的にどういうところということはまだないのですけれども、例えば姨捨の棚田みたいなものも一つの案なのかなと思っております。それから条例につきましてはなるべく統一ということではありますが、それぞれ市町村が独自に取り組むということが基本でありまして、なかなか県の方で全部こうやれあやれといったことにはならないのかなと思います。ただそうはいつでも全部が違う方向を向くということもどうかという気がしますので、景観行政団体になるときに協議といったようなこともございますので、その中で調整させていただければと思います。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(小坂委員)

基本的にはいいんでしょうけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、統一できるものは長野県の条例であるとか景観計画があるわけですから、その中で取組めるものは取組んでいただけるよう重ねてお願いを申し上げたい。もうひとつはこの計画の中でなかなかいいなと思いますのは、この山地高原だとかあるいは田園だとかを区別をしてあるのはいい方法であるのではないかと思いました。これは是非進めて頂きたいと思いました。

(唐沢会長)

ありがとうございました。あの、これまでいろいろご質問を中心に進んでまいったわけです。景観計画の概要、それから景観条例の概要についてご説明いただき、ご質問があったり、ご意見があったわけですが、ここでお一人お一人時間が長くないようにご意見とご提案がございましたら、ひとりずつお願いしたいと思います。久米委員さんの方からお願いします。

(久米委員)

すいません、ちょっとまだ。

(唐沢会長)

じゃまたあとで。木下委員さんは

(木下委員)

各市町村が取り組みを始めるまで、全県を対象とすることはいいことだと思います。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。

木内委員さん

(木内委員)

よろしいんじゃないですか。

(唐沢会長)

勝山委員さん

(勝山委員)

この景観計画、条例とも長野県のオリジナルの関係が出て非常にいいと、賛同しております。景観育成重点地域については前回の説明では景観形成重点地域の現在4地域をそのまま移行していくということでしたけれども、それは具体的に計画案の中に順次入れいくのでしょうか。たとえば語句なんかは景観計画の全体の流れの中で、景観計画の中に今の4地域を入れていくとある程度具体性があるので、4地域に関わらずほかの地域でこういうことをやっていきたいという部分があるとしたら、これを基にしてほかの地域を策定していったら、4地域ではなくてもっといろんな地域が手を挙げてやっていくことができるのかなと思います。ある程度曖昧で大まかな部分があるので、その部分をどうやって調整していきっていくのかといった具体例として何か入れていくといいのかなと思います。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。出澤委員さん。

(出澤委員)

いろいろご質問させていただいたので、内容はわかっております。私はこの案については大変いい案だなと思っております。もう少し注文を付けさせていただくならば、信州オリジナルということをもっと全面に出すとすれば、景観というのはやはり育成といえますか、法で縛るというよりもやはり育成ということをもっと全面に出していただければいいのかなと思ったりしています。地域景観協議会というのがございますがこの協議会のメンバーというのは私の知っている範囲では、地域の行政団体とかそれぞれの団体の皆様メンバーとして参加していると理解しているわけですが、国交省の都市計画課長、補佐さんのお話などを聞くと利害の対立するような方々が集まって景観に対して話を持つということが意味があるというようなこともっておりますので、この協議会が従前どおりの行政団体あるいは各団体の長の方が集まっているいろいろな景観に対する配慮をするということも必要なんではしょうけれども、あわせて地域におけるいろいろな方々、いわゆる住民の方ももう少し参加できる景観協議会ができればなおいいのかなと思っております。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。倉橋委員さん。

(倉橋委員)

先ほどの樋口先生に関連するのですが、さきほど1,000m²の13mという話があったのですが、看板などは13mで面積25m²という記述があります。今日いただいた資料の中で穂高

の屋敷林保全事業の写真がありますが、これを20度くらい傾けますと大きな看板があるんですね。これからやっていく規制もあるんでしょうけれども、今ある既存の看板だとかそういうものに対し、細かな基準を定める必要があるのだらうと思います。木曽路の看板ですが岐阜県に入るとないわけですし、これはあくまでも木曽らしさということではよいのですが、19号全体の連続性ということを考えていったいどうなんだということを考えていかなければいけないのではないかと思います。特に私は今白骨でやっているんですが、屋根を石置きの板屋根にしてほしいということやっています、結構まとまっています、このような地道な努力、具体的な行動をとらないと、景観条例があるんだけれど何のことやらわからないということになってしまいます。白骨ではお便所でもバス停でも、露天風呂でもできれば石置きをやるようにしています。木曽路だったらどうか、具体的なものが必要ではないかと思います。そうするとものすごく一般の方には解りやすい。穂高ではパチンコがあるんですが屋根に配慮してほしいとか、大きさだけでなく形に対しても信州オリジナルということになれば取組んでいくべきであると、個人的には考えます。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。小坂委員

(小坂委員)

前回の審議会で出澤委員さんからの話で、景観というのは経済活動とのせめぎあいと言うことが言われましたが、やはり景観というのはこのあたりが非常に大切なんだろうなと思います。やはり、景観と経済というものが両立していく、共生できるということのあり方が大切ではないかと日頃思っております。

それと、先ほど育成という問題がありますが、これは自主的な規制ということになればいいのしょうけれども。先ほども前面に出すべきだとお話があり同感ですが、どうか育成ということをしかりと取組んでいただければありがたいと思います。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。小松委員

(小松委員)

基本的には今回の景観計画、景観条例ともよいと思うのですが、ただ先ほどから2、3質問しましたとおり景観法にない信州オリジナルなものが出てきたときに、混乱を招くということがありますので、その辺の整合性をきっちり説明できるようにしていただきたいと思います。それがないと信州オリジナルの景観育成特定地区や景観資産というものもなかなか維持ができなくなってくるのではないかと思いますので、その辺が景観法とどのように整合性がとれるのか。また景観法は基本的には全員一致でないと強制力がないと書かれているように私は理解していたのですが、そうじゃなくてもある程度制限することができるのかできないのかという点がこれから問題となってくるのではないかと思いますので、その辺の整合性をとっていただければいいのではないかなと思います。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。関委員

(関委員)

先ほど樋口先生がご質問なされたことについては私も申し上げていて、今日の表現の中で、大規模行為という表現がなくなりました、というご説明がありましたけれど、内容面で従来からのものを踏襲しているということであれば、表現だけのことあるので、私は残念で不満に思っています。樋口先生は事務処理量ことからのご意見だったと思いますけれども、実際に 13m を超えないもので、1,000m² を超えないものでも、長野や松本の国道を走ってみれば一目瞭然で、雑多な街並みになっているのが実情だと思うのです。東京のディベロッパーあたりが取り組んでいるようなケースというのは、ほぼそういうところに位置づけられるものが多いものですから、そういう街並になっていると。そういうときに依然として野放しになっているというのがちょっと残念でたまらないというのが正直な気持ちです。もう少し規模を見直すとか高さを見直すとかという面が必要であると思います。もうひとつは、最近は建築物とも広告物ともつかないようなものが多いですね。壁面が広告になっているとか、形自体が目立つようになっているとか、そういうのが非常に目につきます。一時そういうようなものが席卷しているような状況があって収まってきたなと思ったら、また新手にその手のものが出てくるのです。たとえばカラオケ屋の建物だとか、最近だったらウエディングハウスみたいなものがしょうがない形ででてくるとか、次々そういうものがあるんですね。そこまで予測して規制することは難しいと思うのですが、もう少しきめ細かいと言って下さっている部分を反映できるような形ができないかなと思っています。信州オリジナルというようなことを言っているだけ、長野は景観ということに対し恵まれた豊かな土地なのかなと思いますけれども、そういう独自の表現の部分だけでなく、私の個人的な感想では建築基準法で扱う建築行政と都市計画法で扱う都市計画法が全く遊離しているという結果だと思いたしますが、本来その中で景観というものを位置づけられれば良いと思います。景観法というものができたし、いずれ環境法という法律もできるのではないかなと思っていますけれども、そのすき間にあるものがいつも見落とされるんです。それをどうやってカバーできるかというところを条例だとか景観計画が位置づけられていければ良いかなと思っていますので、是非そういったところにも着眼点をおいていただきたいなと強く切望します。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。戸谷委員

(戸谷委員)

いいたいことは沢山あるのですが、手短かに。計画の 16 から 17 ページの中の新しい取り組みに関する事項の中に、景観の質を高める情報の提供があるのですが、ここの情報提供の例として、地域毎の色彩パレット及び素材パレットの提供等と書いてあり、この中の文面、色彩に関する文面を見ていきますと、けばけばしいかということによって具体的な項目が

ないにもかかわらず、言葉だけで綺麗にというか、うまい言葉を重ねたな、非常にご苦労されていらっしゃると思っておりました。それでこの情報提供の例をあえて申し上げますと、先ほどから育成という言葉が大変取りざたされておるように思うのですが、以前、市民活動的なことをやっていたときに、住民の方々に色彩調査を一緒にしていただいたことがありました。地域毎の色彩パレットを作るのはすごく本当いうと難しいことで、きちんとした地域の色彩調査をしないと、なかなかできなのはお存じかと思うんです。育成という言葉はおこがましいのしょうけれども、参加型みたいな意味で、地域住民の方々をぜひ巻き込んだ形で発展していけるようにする。色彩に限ったことで私今申し上げているのですが、色彩に限らず情報提供というのがある意味大事な役割をしているところではないかと思えます。ただ県が情報提供するというだけでなく、住民団体の方々とか住民参加型の部分のところで地域の方々が参加して一つのものができあがるみたいな形のアクションができないかなとちょっと思いました。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。樋口委員

(樋口委員)

隣の二人の委員から出たように、ここで出てきている届出の対象とならないところですね、そういうところに実際は問題がたくさん起こっているのではないかと思うのですね。それに県として対応していくということがどこに書いてあるのかなということがちょっと気になる場所であるわけです。それをどのように考えていったらいいのか。ここでは届出の対象とはならない行為とあるが、もっと違う形で景観的に著しく景観を損なうものに対しては行政側で対応するという何かそういうものを持っておかないと、最初から決めてしまっただけでもいいよというような感じのスタンスだとまずいのではないかと思えます。そういう中で景観を著しく損ねるものに対してはこういう対応をしていくという文言が必要なんじゃないか。さらに景観を著しく損ねているということが誰でも言えるというものがなくて、それを受けて我々審議会とかが、著しく損ねているのかを判断して、それで指導していくとか、なにかそういう文言が必要なのかなという感じはしました。よく霞ヶ関は超高層のてっぺんから目薬を挿しているようなもんだとよくいうんですけれども、県庁でも同じで、これだと実際に現場で起こっている声に対して適切にきめ細かく対応することができないのではないかという感じがします。何かこの条例の中にそういったものをフォローできる文言を入れておいていただければいいかなと思います。

もう一点ですが、この中には文化的景観については一切触れられていないのですが、長野県には文化的景観に対応するものが幾つかあるのではないかとおもうのですけれども、資料1のところには一切出てこないんですが、これは景観資産という中に入っているのか、景観法の中では文化的景観ということが項目としてあがっていますのでぜひそれを入れるようにしていただきたいと思えます。これは文化庁の管轄なので書いてないのかという感じがするのですが、景観の中に位置づけられて国土交通省と連携、あるいは農林水産省と

連携してやっていくということになっていきますので、それについても文言を入れておく必要があるのかなと思います。以上です。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。藤居委員

(藤居委員)

さきほどもお聞きしたことなのですが、基本的には景観行政団体にならない市町村の区域を対象に、県が景観区域等を定めるというように私は理解したのですが、この中で育成重点地域及び特定地区、景観資産等の規定等ができると私は理解しました。たとえば育成特定地区においては地域の3分の2以上の同意、それから景観資産については所有者の同意を得て指定という文言になっているのですが、景観は地権者、土地の所有者だけに関係するのではなくて、景観自体はより多くの住民や市民のレベルでの関心事というか関係事です。たとえば住民協定の場合ですと土地所有者の3分の2以上になっていますし、特定地区も地域の3分の2になっていてちょっと分かりにくい。できたら、地区指定あるいは資産の指定をお願いしまして、提案者という方々が同様な手続きで提案できるようなことがあってもいいのではないかという気がしました。それから、特定地区、景観資産との区別というか峻別というのか、この辺がちょっとわかりにくい。先ほど姨捨の棚田が景観資産の事例に入っているのですが、わりと広い範囲を指定する形になりますと特定地区のほうが好ましいのかなという気がいたします。この辺の区別、峻別というようなところがもう少し明確であればよろしいかなという気がいたしました。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。久米委員さんよろしいでしょうか。

(久米委員)

先に送られていた資料をきちんと読んでないこともありまして、非常に難しくて自分の中で整理がつかなくて意見にならないんですけど、景観計画区域とか都市計画の景観地区と育成重点地域のからみですとか、その係る法的制限や都市計画法から係ってくるものや景観から係ってくるものがあり具体的な業務になったときに、自分に置き換えていったいどのくらい大変な届出の申請が必要になってくるのかというのが混乱している中で、先ほど市町村との意見交換をした中でも、各市町村さんがいろいろ意見を上げている中で、条例案のうち、他の景観行政団体に適用するか、否かが問題となるものは、景観資産と景観育成住民協定の制度だけ、だと書いてあったんですけど、こういうふうに行政団体さんが積極的に出てくる中で、条例の見直しや、いろいろ相矛盾するようなことが出てきた場合はそのつど積極的に見直しができるということをお願いしたい。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。それではだいたい全員からのご意見も出たわけですが、県側で総体的にお話がございましたらお願いしたいと思います。なおできれば今後のスケジュール併せて。たとえば市町村への説明とかそういうことも含めて、もしあり

ましたらご説明いただければ。

はい、どうぞ

(小澤土地・景観室長)

沢山のご意見、ご提言をいただきありがとうございました。なかなか条例に書くということもできないものがございまして、規模の話も先ほどから 1,000m²、500m²といったお話もございまして、当面、今の条例をなるべくスムーズになるべく動かしたいということもございまして、できればこの形でいきたいなといったことをご提案申し上げているわけでございます。ご意見を踏まえまして、計画なりの訂正をすること、あるいは施策に反映しなければならないものといったものを分けながら、更にきちんとした計画なり条例なりといったことで直さしていただきたいというふうに思っております。なお市町村さんにはそれぞれ8月の後半に県下の10カ所でそれぞれご説明をし、ご意見を更に伺うといったことを計画してございましてけれども、今日のご意見、ご提言を踏まえまして、修正したものでまたご意見を伺っていくといったこととしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(唐沢会長)

はいありがとうございました。今日は大変有意義なお話、ご提言をいただきありがとうございました。一つずつやっていきますと、大変ないろいろな問題点があるわけですが、特に市町村にも関係してくることでございまして、県民すべてに関係してくることでございまして、十分、今後の施策の中に生かしてもらいたい。それから条例に入れていくもの、指導要綱に入れていくものを分けてきちっと解かりやすくしていただければと思います。

時間もずいぶん過ぎておりますので、この計画並びに条例の概要につきまして、ご意見あるいはご質問等は以上で終了させていただきます。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました

(唐沢会長)

つづきまして、「屋外広告物特別規制地域の指定について」を議題といたします。

事務局から諮問がなされていますので、説明を願います。

(穂谷景観ユニットリーダー)

パワーポイントを用いて説明

(唐沢会長)

ただいまの事務局から説明のありました事項につきましてご意見、ご質問を願います。

(唐沢会長)

小坂委員

(小坂委員)

39 本が影響あるというお話でしたが、行政は規制をするが撤去されるものに対してまで保証をしない。今のお話では3年間で撤去しなさいということですが、これについては非常に矛盾を感じます。ほかの場合は保証がある。このあたりについて再度県の考え方を伺いたい。

もう一つ、先ほど関委員さんからもお話がありましたけれども建築物の問題がなかなか問題意識にならない。設計の皆さんや建築の皆さんにも関係あるのですが建築物の色彩にも彩度の大きいものもありはしないか、広告物だけがけしからんといわれていて、建築の方は野放しでいいのか、このあたりのお考えを伺いたい。

(唐沢会長)

ありがとうございました。

(穂谷景観ユニットリーダー)

一点目の今後基準に合致しなくなり撤去が必要な広告物につきましては、従前より設置者のご理解を受けて、撤去なり改修なりをお願いしております。お願いするに当たりましては条例で決まったからといった強権的な事ではなくて、ご理解を得て期間中に改修するなどのお願いをしております。

二点目の建築物につきましては屋外広告物法、屋外広告物条例に関する規定ですので建築物の壁面自体が広告物として該当する場合には当然規制の対象となるわけですが、単に建築物の色彩だけということになれば、広告物の地色の色彩よりを建築物の壁面の色彩が目立つというようなことが仮にあったとしても、この屋外広告物条例では規制するというわけにはいきませんので、いまのお話の趣旨も建築物を建てる際に、全体として周囲の景観に調和するということを考えていただきたいというような趣旨かとは思いますが、直接広告物でない場合は規制の対象にならないということでございます。

(唐沢会長)

ほかにございますか。

(倉橋委員)

さきほど撤去すべき広告物がスライドででてきたのですが、25m²なかったと思うのですが。

(小坂委員)

許可面積以上ですから。

(唐沢会長)

特別規制地域の指定に向け依存ない旨を答申していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

どうぞ

(木下委員)

今説明いただいた中と、資料のパンフレットにも指定されとこういのができないとい

うのがあるのですが、その中で街路樹というのが気になるのですが。300メートルといった規制がかかると道路の街路樹はどうなるのかということがわからないのですが。

(穂谷景観ユニットリーダー)

時間の関係で詳しく説明できなかったのですが、資料5に具体的に規制のかかる基準がかかれています。最初にもご説明申し上げたのですが、これは今回の指定に限らず、日本全国、橋とか道路の街路樹に広告物を設置することはできないということでございます。歩道と車道の間植えてある街路樹のみということになります。今回の指定に限らず物的な規制ということでありまして広告物が設置できないということでございます。

(唐沢会長)

ご意見、ご質問は以上でよろしいでしょうか。それでは諮問のとおり特別規制地域に指定に異存ない旨答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(唐沢会長)

それではそのように取り計らいたいと思います。答申書を作成しますのでしばらくお待ちください。

(答申書作成)

(会長から部長へ答申書を朗読し手渡す)

(塚田部長)

ただ今は、屋外広告物特別規制地域の指定について異存のない旨、答申いただきありがとうございました。今後、答申に基づき指定の作業を進め、すみやかに施行されるよう努めてまいります。

(唐沢会長)

それでは次にその他に入りますが、事務局の方からご提案があるようですのでお願いします。

(穂谷景観ユニットリーダー)

参考資料2について説明

(唐沢会長)

これについては、ご説明ですが特に皆さんの方からご発言はありますか。よろしいですか。それではこれで本日の議事を終了します。ありがとうございました。

(司会 甲田企画幹)

閉会に当たりまして、塚田住宅部長から御礼のごあいさつを申し上げます。

(塚田部長)

本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。先ほど答申をいただきました屋外広告物特別規制地域の指定につきましては、答申に基づきまた指定の作業を進め、すみやかに施行されるよう努めてまいります。

また先ほど景観計画、景観条例の全部改正についてご審議頂いたわけですが、その中で500m²という一つの問題点があげられました。特にこれにつきましては先ほど室長からのお話がされましたが、景観法そのものは市町村をベースとした形で考え構成されていると認識しています。したがって届出が必要だというものにつきましては景観区域として市町村が狭いエリアの中での指定ということになりますと、市町村においては500m²が一つの考え方だと思っております。しかしながら本県の場合は先ほどご説明させていただいたとおり全県下にわたり、長い間、約10年の間、1,000m²ということでご理解頂き定着しているのではないかなと思っております。特にこれから市町村が景観行政団体として500m²というラインも一つの考え方かなとして取り組んでいくべきであると思っております。

私どもは500m²というよりも景観育成特定地区ということで、面積を小さくしましてたくさん指定できるようにして、市町村と協議してよりきめ細やかな対応によりに取り組んでいきたいと考えております。とくにこれは景観行政団体になれない市町村が活用できるのではないかなと思っております。それから重点地域のお話が出ましたが4地域ということでこだわってはいません。むしろ多い方がよいと思います。重点地域も細かいものを対象としておりますのでこれも活用していきたいと思います。こんな形で500m²の点につきましてはご理解頂ければとおもいます。いずれにいたしましても各委員の皆様方にいただきました御意見に基づきましてそれぞれ案を見直し必要な修正をしたものを再度委員の皆様へ送付申し上げ、十分ご検討頂きご理解が得られましたものを9月県会に提案させていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

本日は誠にありがとうございました。

(司会 甲田企画幹)

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(終了 午後3時35分)

議事録署名委員
